

関東信越税理士会 熊谷支部 11月例会次第

日時 平成25年11月6日(水)
午前9時30分～

場所 ホテルガーデンパレス

1. 会務報告

- | | | | |
|-------------------|------------------------|---|------------------------|
| (1) 10月 7日(月) | 例会・署との協議会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (2) 10月 7日(月) | 支部研修会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (3) 10月8・9日 | 青色申告会連合会役員研修会 | 於 | 新潟県 岩室温泉 |
| (4) 10月10日(木) | 県連ソフトボール大会(幹事支部 熊谷支部) | 於 | 大宮けんぼグラウンド |
| (5) 10月15日(火) | 大里地区租税教育推進協議会 | 於 | 熊谷税務署 |
| (6) 10月16日(水) | 租税教室講師研修会 | | |
| | | 於 | 埼玉県産業技術総合センター北部研究所3階講堂 |
| (7) 10月18日(金) | 県連地方税当局との協議会 | 於 | 税理士会館 |
| (8) 10月31日(木) | 正副支部長・署との綱紀監察協議会 | 於 | 熊谷税務署 |
| (9) 10月31日(木) | 正副支部長・署との協議会 | 於 | 熊谷税務署 |
| (10) 10月31日(木) | 正副支部長・地域長との協議会 | 於 | 支部事務局 |
| (11) 10月31日(木) | 正副支部長・地域長・熊谷地域理事・総代協議会 | 於 | 支部事務局 |
| (12) 10月31日・11月1日 | 木島重雄会員 ご尊父様通夜・告別式 | 於 | セレモニーホールゆうえん |
| (13) 11月 4日(月) | 熊谷えびす祭に広報部(無料税務相談)参加 | 於 | 熊谷市 |

2. 会務予定及び連絡事項

- (1) 例会・署との協議会
日時 11月6日(水)午前9時30分～
場所 ホテルガーデンパレス
- (2) 県北ブロック研修会
日時 11月6日(水)午後1時00分～5時00分
場所 ホテルガーデンパレス
内容 消費税・相続税の今後の対応
講師 税理士 岩下忠吾先生
- (3) 県連支部長会・青色申告会協議会
日時 11月7日(木)午後2時00分～
場所 大宮サンパレス
- (4) 納税表彰式
日時 11月11日(月)午後3時00分～
場所 さくらめいと
- (5) 大里地区税政協議会 講演会及び懇親会
日時 11月12日(火)午後4時00分～
場所 ホテルガーデンパレス
- (6) 東京一日研修
日時 11月14日(木)
場所 議員会館・東京スカイツリー見学
- (7) 税理士による小泉龍司後援会臨時総会
日時 11月16日(土)午後3時00分～
場所 寄居町 喜楽
- (8) 農業青色申告会との懇談会
日時 11月18日(月)午後3時30分～
場所 熊谷税務署
- (9) 支部ゴルフ愛好会第1回記念大会
日時 11月22日(金)
場所 熊谷ゴルフクラブ
集合 午前8時50分(スタート 午前9時31分)
- (10) 支部ソフトボール部忘年会
日時 11月26日(火)午後7時00分～
場所 甲子園第2球場

- (11) 正副支部長・署との協議会
 日時 12月2日(月)午後4時00分～
 場所 熊谷税務署
- (12) 正副支部長・地域長会議
 日時 12月2日(月)午後4時45分～
 場所 支部事務局
- (13) 熊谷法人会と青年部との税務研修会
 日時 12月12日(水)午後4時00分～
 場所 ホテルシティフィールド

3. その他の協議報告事項

- (1) 正副支部長・地域長・熊谷地域理事・総代協議会の報告
- ① 支部愛好会への助成について
 - ② 埼税協提携企業の選定について
 - ③ その他
- (2) 税理士紹介依頼について

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

転入

橋本直樹 (平成25年9月11日 高崎支部より転入)
 〒360-0031 熊谷市末広3-12-10 税理士法人東京さくら会計事務所埼玉事務所
 TEL 528-6630 FAX 528-6604

転出

松島宏明 (平成25年10月29日 群馬県桐生支部へ転出・熊谷支部準会員登録)
 〒群馬県桐生市相生町2-515-23 M'sパートナー税理士法人
 TEL 0277-55-0207

6. 次回例会予定

日時 12月5日(木) 午後4時00分～ 支部例会・署との協議会
 5時10分～ 忘年会

支部研修会

日時 12月5日(木) 午後3時00分～4時00分

場所 ホテルガーデンパレス

内容 「税理士法」

講師 熊谷税務署 総務課長 松谷正太郎氏

*バス 午後2時40分 熊谷駅南口・熊谷市役所発

7. 支部ホームページ

ユーザー名 kumazei

パスワード kuma2012

支部ホームページアドレス <http://www.sakitama.or.jp/tains-k/>

* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。例会資料が見られます。

* 今後の例会日日程を掲載しました。(平成25年11月6日現在)

1月例会	1月14日(火)午前	9時30分～
2月例会	2月7日(金)午前	9時30分～
3月例会	3月28日(金)午後	4時00分～

* 予定ですので変更になる場合もあります。

e-tax・L-taxの利用を推進しましょう。
 法定資料の提出はe-taxの利用をお願いします。

平成25年11月6日

会員・準会員各位

関東信越税理士会熊谷支部

支部長 渡辺 実

副支部長 小島周二

地域長 天笠裕司

福祉共済部長 小林賢一郎

12月支部例会・忘年会について

日時 12月5日(木)

15:00～16:00 支部研修会 (受付 14:30～)
16:00～16:30 署との協議会
16:30～17:00 支部例会
17:00～17:10 地域例会
17:10～18:30 忘年会

場所 ホテルガーデンパレス

(忘年会会費として当日¥1,000集金いたします。)

バス 午後2時40分に熊谷市役所・熊谷駅南口より出発

支部研修会について

内容 税理士法 15:00～16:00

講師 熊谷税務署総務課長 松谷正太郎氏

*下記の出欠表を11月25日(月)までに支部事務局宛ご提出下さい。

FAX 521-9612

12月5日(木) の忘年会に

出席 ・ 欠席 します。

氏名 _____

平成25年11月 6日

会員各位

関東信越税理士会熊谷支部
支部長 渡辺 実
地域長 天笠 裕司
副支部長 曾根 和也
綱紀監察部長 石澤 利一
研修部長 清水 茂昭

税理士会36時間規定研修 平成25年度支部研修会のご案内

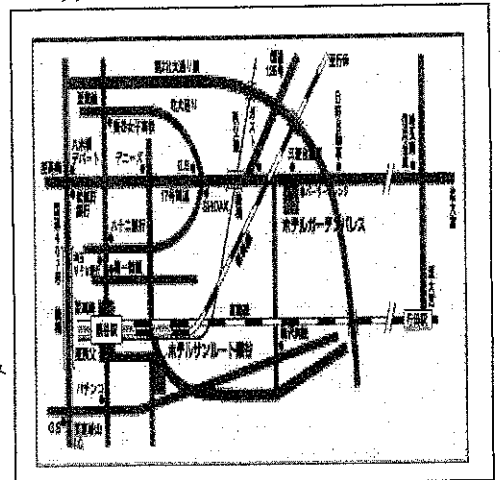
拝啓 菊薫る今日このごろ、会員の先生方におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、下記の要領にて研修会を開催いたしますので、何かとお忙しいこととは存じますが、多くの会員並びに事務所職員の皆様にご出席頂けますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

日時 平成25年12月5日(木) 午後3時00分～4時00分
場所 ホテルガーデンパレス
内容 『税理士法』
講師 熊谷税務署総務課長 松谷正太郎氏
対象 税理士会会員及び職員
バス 午後2時40分に下記の2カ所よりバスが発進
します
熊谷市役所付近 熊谷駅南口
単位 1単位 受講カードを忘れないようにして下さい
*11月25日(月)までに支部事務局宛お申し込み
下さい。



きりとり不要 FAX 048-521-9612

平成25年12月5日の支部研修会出席人数は

会員 _____ 名 事務所職員 _____ 名 合計 _____ 名

会員事務所名 _____

平成 25 年 11 月

各 位

〒101-0047

東京都千代田区内神田 1-6-6 (MIF ビル 5 階)

株式会社 清文社 東京支社

TEL.03-6273-7946/FAX.03-3518-0299

平成 26 年 3 月申告用『所得税の確定申告の手引』のご案内

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、平成 26 年 3 月申告用『所得税の確定申告の手引』が 12 月 24 日に発刊されることになりましたので、ご案内申し上げます（改正等の諸事情により若干発刊日がずれる可能性がございますので予めご了承ください。

つきましては、パンフレットをご参照の上、熊谷支部宛、FAX：048-521-9612かTEL：048-521-3312迄お申込みください。

謹白

記

1. 図書名、割引価格等【税込】

図 書 名	規 格	定 価	斡 旋 価 格
平成 26 年 3 月申告用『所得税の確定申告の手引』	B5 判 760 頁	1,890 円	1,700 円

2. 申込方法 FAX でお申込みの場合は、本用紙をご利用下さい。

3. 取引方法 平成 26 年 1 月上旬に熊谷支部事務局に送付予定です。ご注文された方は支部事務局までお越しく下さい。

4. 精算方法 代金と引き換えでお願いします。

5. 申込締切 平成 25 年 12 月 24 日 (火)

6. 問い合わせ先 株清文社 担当：三馬 TEL.03-6273-7946

平成 25 年 月 日

申 込 書

関東信越税理士会熊谷支部 行

FAX 番号：048-521-9612

貴所名

〒 (-)

住 所

電話

担当者

以上

平成 26 年 3 月申用

『所得税の確定申告の手引』

冊お申込みいたします。

所得税の 確定申告の 手引

申告書全様式の
記載例つき

金澤正文 編

B5判760頁/定価:本体1,800円+税 ★送料実費

計算例や申告書の記載例を
豊富に収録した最新版!!

■申告書に沿って、税法・通達改正等を織り込み、所得の種類別にその計算方法から、実際の確定申告書の書き方までを体系的にとりまとめて工夫編集。

■申告書の記載例については、平成25年分で使用されるすべての申告書の様式と多くの附属計算書の記載例を示し、わかりやすく解説。

■復興特別所得税についても適宜収録。

平成25年度税制改正事項を
完全収録!!

申告書の記載例をもとに、
わかりやすく解説!!

確定申告は この1冊で万全

平成26年1月発刊

主要目次.....

- 平成25年分 確定申告書の記載例
- 平成25年度税制改正(所得税関係)のあらまし
- 第1章 確定申告とは
- 第2章 確定申告書B(分離課税用(第三表)及び損失申告用(第四表)の確定申告書を含む。)の書き方

1 収入金額等・所得金額

事業所得/不動産所得/利子所得/配当所得/給与所得/一時所得・雑所得/譲渡所得/分離課税の所得/山林所得/退職所得/所得の「合計」の仕方

2 所得から差し引かれる金額=所得控除

- 本人・控除対象配偶者・扶養親族の所得控除額の合計表
- 各種所得控除が認められる人的要件一覧

3 納める税金の計算

4 住民税・事業税に関する事項

第3章 確定申告書A(給与所得・雑所得・配当所得・一時所得だけの人等用)の書き方

第4章 確定申告を誤った場合などの手続

- 1 修正申告 2 更正の請求

第5章 非居住者の確定申告

第6章 住民税及び事業税に関する申告の手引

- 1 住民税 2 事業税

<参考>

- ・主な非課税所得の一覧表
- ・源泉徴収で課税が完結する所得の一覧表
- ・帳簿書類の電子データ保存制度のあらまし
- ・減価償却資産の耐用年数表/余命年数表
- ・平成25年分 所得税の税額表/簡易給与所得表

特別附録

平成25年分 個人事業者のための
消費税のあらましと申告の仕方

キリトリ線

下記のとおり申し込みます。

平成26年3月申告用 <金澤正文 編>

所得税の確定申告の手引

申込日 平成 年 月 日

<978-4-433-50343-7>

ご住所(〒) 電話() - 番

貴(社)名 ⑧

部署名(部 課) ご担当者名()

■発売所■ 株式会社 清文社

〒101-0047
東京都千代田区内神田1-6-6
MIFビル

TEL.03-6273-7946
FAX.03-3518-0299

http://www.skattsei.co.jp

図書申込書

※ご記入いただいた氏名・住所・電話番号等は、小社の商品発送、新商品・サービスに関する情報のお知らせのために使用いたします。

日時 平成 25 年 11 月 6 日 (水)
9 時 30 分～
場所 ホテルガーデンパレス

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

(1) e - T a x の一層の普及及び定着について (総務課)
国税庁における「業務プロセス改革計画」の改定について
別添 1 「目標の達成に向けた具体的な取組事項の改定内容」参照

(2) 平成 25 年分申告所得税及び復興特別所得税の予定納税第 2 期分について
(管理運営部門)

納期限及び口座振替日：平成 25 年 12 月 2 日 (月)
口座振替未利用者の納付書送付日：平成 25 年 10 月 30 日 (水)

- (3) 平成 25 年確定申告分の振替納付日について (管理運営部門)
申告所得税及び復興特別所得税：平成 26 年 4 月 22 日 (火)
消費税及び地方消費税 (個人事業者)：平成 26 年 4 月 24 日 (木)
- (4) 3 月決算法人の中間申告分 (11 月末期限) の期限内納付指導のお願いについて (徴収部門)
- (5) 青色決算説明会の開催について (個人課税部門)
開催日：平成 25 年 12 月 4 日 (水)
開催場所：熊谷文化創造館「さくらめいと」
開催時間及び対象者等
① 午前 10 時～正午
対象者：事業所得者及び不動産所得者
講師：林正浩税理士
② 午後 2 時～4 時
対象者：農業所得者
講師：戸井田利夫税理士
- (6) 記帳制度適用者に対する決算説明会について (個人課税部門)
開催月日：平成 25 年 12 月 16 日 (月)
開催場所：熊谷文化創造館「さくらめいと」
開催時間及び対象者
① 午前 10 時～正午
対象者：事業所得者及び不動産所得者
講師：村田克也税理士
② 午後 2 時～4 時
対象者：農業所得者
講師：中澤仁之税理士
- (7) 国外財産保有見込者に対する周知等文書の送付について (個人課税部門)
発送(予定)日：平成 25 年 11 月 8 日 (金)
発送対象件数：31 件
別添 2 「国外財産調書制度等について」参照

(8) 相続税申告に関する税務代理権限証書の提出について (資産課税部門)

(9) 年末調整関係書類の発送について (法人課税部門)

(10) 扶養控除等の控除誤りの是正に係るお尋ね文書の送付について (法人課税部門)

発送予定日：平成25年11月7日(木)

回答期限：平成25年11月29日(金)

発送予定件数：約250件

別添3「扶養控除等の見直しについて」参照

(11) 納付の確認ができない源泉徴収義務者に対する問合せの実施について (法人課税部門)

添付書類

- 1 「目標の達成に向けた具体的な取り組み事項の改正内容」 (総務課)
- 2 「国外財産調書制度等について」 (個人課税部門)
- 3 「扶養控除等の見直しについて」 (法人課税部門)

別添1

1 改定内容

「目標の達成に向けた具体的な取組事項」(基本様式4)の「⑤バックオフィス業務の見直し」を次のとおり改定します。

改定後	改定前
<p>【所得税・消費税(個人)・法人税・消費税(法人)】</p> <p>・e-Tax 還付申告について、処理期間を原則、6週間程度から3週間程度に短縮(継続)。</p> <p>特に、<u>個人の自宅等からの e-Tax 還付申告のうち、早期提出分(1月・2月申告分)については、2～3週間程度での還付処理を行う。</u></p> <p><u>なお、個人の来署による e-Tax 還付申告のうち、3月申告分については、3～4週間程度での還付処理を行う(変更・平成26年1月から実施予定)。</u></p> <p>※ <u>書類不備等がある場合や別送書類の提出が遅れた場合には、上記処理期間内に還付できない場合がある。</u></p>	<p>【所得税・消費税(個人)・法人税・消費税(法人)】</p> <p>・e-Tax 還付申告について、<u>業務プロセス改革計画を改定するまでの間、インセンティブ措置として処理期間を6週間程度から3週間程度(添付書類不備等による還付保留分は除く。)</u>に短縮(継続)。</p> <p>・<u>自宅等からの e-Tax 還付申告と来署による e-Tax 還付申告とを区分管理するシステムに修正後、それぞれの処理期間・処理割合等を測定し、その結果を踏まえ、新たなインセンティブ措置及び成果指標・目標を検討(新規)。</u></p>

2 実施時期

今回の改定に係る取組については、平成26年1月から実施予定です。

3 ホームページでの公表

「業務プロセス改革計画(改定)概要」(別添1)及び「業務プロセス改革計画(基本様式4)」(別添2)について、財務省ホームページ及びe-Tax ホームページに掲載します。

(財務省ホームページ)

「http://www.mof.go.jp/about_mof/other/e-j/gyoumukaikaku.html」

(e-Tax ホームページ)

「http://www.e-tax.nta.go.jp/topics/topics_250930_gyopuro_kaitei.htm」

業務プロセス改革計画（改定）概要

平成 24 年 5 月 28 日決定

平成 25 年 3 月 28 日改定

平成 25 年 9 月 27 日改定

財務省（国税庁）

手続分野名	国税関係手続	手続数	15 手続
主な手続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国税申告手続（所得税、法人税、消費税等） ・ 法定調査（給与所得の源泉徴収票（及び同合計表）等） ・ 国税申請・届出等（納税証明書の交付請求、電子申告・納税等開始（変更等）届出） 	主たる利用者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人 ・ 法人 ・ 税理士等

○成果指標・目標（基本様式3 関係）

区分	成果指標	基準値（現状）	目標（達成時期等）	改定のポイント（改定理由等）
① 国民の利便性向上に関する指標	国税電子申告・納税システム（e-Tax）の利用満足度	66.4% （平成 22 事務年度）	70%（平成 25 年度までに達成）	
	国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用満足度	80.1% （平成 22 事務年度）	85%（平成 25 年度までに達成）	
② 行政運営の効率化に関する指標	オンライン申請の受付 1 件当たりの費用	581 円/件 （平成 22 年度）	対前年度比減少。	
	事務処理時間	99,729 時間 （平成 23 年度）	対前年度比増加。	
③ 国民の利便性向上と行政運営の効率化共通指標	オンライン利用率	（Ⅰ）70.1% （平成 22 年度） （Ⅱ）41.1% （平成 22 年度）	（Ⅰ）法人税等下記 （Ⅱ）以外の 12 手続： 76% （平成 25 年度） （Ⅱ）公的個人認証の普及割合等に左右される 3 手続（所得税、消費税（個人）、納税証明書の交付請求）：50% （平成 25 年度）	
	ICT 活用率（所得税及び消費税（個人））	57.3%（平成 22 年度）	65%（平成 25 年度）	
④ その他	—	—	—	
取組の基本的な考え方等	<ul style="list-style-type: none"> ・ e-Tax については、納税者の利便性の向上と事務の効率化に資することから、関係部署が緊密な連携を図るとともに、税理士会、青色申告会、法人会等の関係民間団体や地方公共団体とも連携を図りつつ、一層の普及及び定着に向けて取り組む。 			

○目標の達成に向けた具体的な取組事項及び実施時期（基本様式4関係）

区分	取組事項及び実施時期	改定のポイント（改定理由等）
① ① ② ③	<p>① ① ② ③</p> <p>・該当なし。</p> <p>【所得税】</p> <p>・医療費の領収書、給与所得の源泉徴収票等は、記載内容を入力して送信することにより、添付を省略。</p> <p>【共通】</p> <p>・ヘルプデスクへの問い合わせ内容を踏まえ、FAQを迅速に修正することや、利用者が迷うことなく情報を得られるようにe-Taxホームページの使い勝手を向上。</p> <p>【所得税・消費税（個人）】</p> <p>・確定申告期については、24時間受付を実施。</p> <p>・ヘルプデスクの受付時間の延長。</p> <p>【法人税・消費税（法人）】</p> <p>・法人税等の申告が集中する5月末、8月末、11月末の受付時間を延長（8月末及び11月末の受付時間については、平成24年度から実施。）。</p> <p>【法定調書・納税証明書】</p> <p>・e-Taxソフトをインストールすることなく、e-Taxホームページ（Web）からの入力により作成・送信が可能（「利子等の支払調書」を除く。）。（平成24年1月から実施。）</p>	
④	<p>④</p> <p>【共通】</p> <p>・税理士等が納税者の依頼を受けて税務書類を作成し電子申告を行う場合、納税者本人の電子署名を省略。</p>	
⑤	<p>⑤</p> <p>【所得税・消費税（個人）・法人税・消費税（法人）】</p> <p>・e-Tax還付申告について、処理期間を原則、6週間程度から3週間程度に短縮。 <u>特に、個人の自宅等からのe-Tax還付申告のうち、早期提出分（1月・2月申告分）については、2～3週間程度での還付処理を行う。</u> <u>なお、個人の来署によるe-Tax還付申告のうち、3月申告分については、3～4週間程度での還付処理を行う（平成26年1月から実施予定。）。</u> <u>※ 書類不備等がある場合や別送書類の提出が遅れた場合には、上記処理期間内に還付できない場合がある。</u></p>	<p>e-Tax 還付申告の処理期間・処理割合等を測定し、<u>新たなインセンティブ措置を設定した。</u></p>
⑥	<p>⑥</p> <p>【所得税】</p> <p>・電子証明書等特別控除（平成24年分最高3,000円）</p>	
⑦	<p>⑦</p> <p>【共通】</p> <p>・各種説明会において利用勧奨を実施するとともに、関係民間団体等に対して協力依頼を実施。</p> <p>・国税局、税務署幹部による税理士等への個別勧奨を実施。</p> <p>・各種マスコミ媒体を活用して幅広く広報を実施。</p> <p>【所得税・消費税（個人）】</p> <p>・作成コーナー用パソコンを利用した者にパソコンを使った操作説明会を実施。</p> <p>【納税証明書】</p> <p>・電子納税証明書の受入れについて、地方公共団体、金融機関等への働きかけを実施。</p>	
⑧	<p>⑧</p> <p>【共通】</p> <p>・国が手続主体となる国税・地方税関係手続におけるオンライン利用について、各府省に対し、積極的にe-Taxを利用するよう要請。</p> <p>【所得税・消費税（個人）】</p> <p>・個人の所得税手続等の利用拡大に当たっては、公的個人認証の普及が不可欠であることから、総務省及び地方公共団体に対し、普及拡大に向けた取組を要請。</p> <p>【法人税・消費税（法人）】</p> <p>・地方税ポータルシステムについては、法人市町村民税及び個人住民税（給与支払報告書）が未対応の市町村に対して、対応が可能となるよう要請。</p>	
備考		

基本様式4(目標の達成に向けた具体的な取組事項及び実施時期)

I 取組の基本的・重点的な方針(総論)

事項	説明	重点手続分野名	国税関係手続
		制度・業務・手続群等	・国税申告手続 ・法定調書 ・国税申請・届出等手続
①取組の基本的な考え方や	・e-Taxについては、納税者の利便性の向上と事務の効率化に資することから、関係部署が緊密な連携を図り、一層の普及及び定着に向けて取り組む。		
②重点・優先する取組事項	・e-Taxについては、納税者の利便性の向上と事務の効率化に資することから、一層の普及及び定着を図るため、以下の各論に掲げた取組事項について、積極的に取り組む。		
③関連手続群共通的な取組事項	・e-Taxの一層の普及及び定着を図るため、税理士会、青色申告会、法人会などの関係民間団体と連携した利用拡大策等を推進するほか、e-Taxの普及に向けた環境整備のため、地方公共団体等の関係機関と連携を図る。		
④その他(番号制度との関係、課税負担軽減策との関係等)	・番号制度への対応については、その動向を踏まえ、検討を行う。		

II 業務プロセス改革の主な視点に照らした検討結果(各論)

事項(視点)	具体的な取組事項及び実施時期	備考
①手続の必要性の見直し	該当なし。	
②申請に必要な書類の削減・簡素化	<p>【所得税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療費の領収書、給与所得の源泉徴収票等は、記載内容を入力して送信することにより、添付を省略(継続)。 ・所得税の申告において、登記情報提供サービスを利用した場合、申告時に当該サービスへの照会用の番号を送信することにより、登記事項証明書等の添付を省略(継続)。 ・番号制度の動向を踏まえ、住民票の省略を検討(新規)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国税申告手続(①所得税、②法人税、③消費税(個人)、④消費税(法人)、⑤酒税、⑥印紙税) ・法定調書(①不動産の使用料等の支払調書(及び同合計表)、②不動産等の譲受けの対価の支払調書(及び同合計表)、③不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書(及び同合計表)、④報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書(及び同合計表)、⑤給与所得の源泉徴収票(及び同合計表)、⑥退職所得の源泉徴収票(及び同合計表)、⑦利子等の支払調書(及び同合計表)) ・国税申請・届出等手続(①納税証明書の交付請求、②電子申告・納税等開始(変更等)届出)
③申請システムの使い勝手の向上等(ユーザビリティ向上計画)の対応方針を言及	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘルプデスクへの問い合わせ内容を踏まえ、FAQを迅速に修正することや、利用者が迷うことなく情報を得られるようにe-Taxホームページの使い勝手を向上(継続)。 <p>【所得税・消費税(個人)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定申告期については、24時間受付を実施(継続)。 ・利用者の意見や要望等を踏まえ、申請段階の操作方法の簡素化や申請画面等を随時改善(継続)。 ・ヘルプデスクの受付時間の延長(継続)。 <p>【法人税・消費税(法人)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人税等の申告が集中する5月末の受付時間を延長(継続)。 ・法人税等の申告が集中する8月末及び11月末の受付時間についても更に延長(新規・平成24年度から実施)。 <p>【法定調書・納税証明書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・e-Taxソフトをインストールすることなく、e-Taxホームページ(Web)からの入力により作成・送信が可能(「利子等の支払調書」を除く。)(新規・平成24年1月から実施)。 	

<p>④オンライン利用時の注意</p>	<p>【共通】 ・税理士等が納税者の依頼を受けて税務書類を作成し電子申告を行う場合、納税者本人の電子署名を省略(継続)。 ・番号制度の動向を踏まえ、本人確認方法を含めた認証方式の再点検を実施(新規)。 【納税証明書】 ・税務署の窓口で納税証明書の交付を受ける場合は、窓口において厳格に本人確認を行っていることから、税務署の窓口において納税証明書のオンライン請求を行い、その場で交付を受ける場合には、オンライン請求時の電子署名の添付を不要とするのほか、代理人による請求を可能とする(新規・平成24年8月から実施)。</p>	
<p>⑤e-Taxの活用</p>	<p>【所得税・消費税(個人)・法人税・消費税(法人)】 ・e-Tax還付申告について、処理期間を原則、6週間程度から3週間程度に短縮(継続)。 ・特に、個人の自宅等からのe-Tax還付申告のうち、早期提出分(1月・2月申告分)については、2～3週間程度での還付処理を行う。 ・なお、個人の来票によるe-Tax還付申告のうち、3月申告分については、3～4週間程度での還付処理を行う(変更・平成26年1月から実施予定)。 ※ 書類不備等がある場合や別送書類の提出が遅れた場合には、上記処理期間内に還付できない場合がある。</p>	
<p>⑥e-Taxの活用</p>	<p>【所得税】 ・電子証明書等特別控除(平成24年分最高3,000円)</p>	
<p>⑦e-Taxの活用</p>	<p>【共通】 ・各種説明会において利用勧奨を実施するとともに、関係民間団体等に対して協力依頼を実施(継続)。 ・国税局、税務署幹部による税理士等への個別勧奨を実施(継続)。 ・窓口職員等の意識向上のため、事務計画等に織り込んで研修を実施(継続)。 ・各種マスコミ媒体を活用して幅広く広報を実施(継続)。 ・オンライン申請に関する情報をホームページ上で、適時適切に提供(継続)。 ・災害時によるサービスの中断の際には、利用者に適時適切な情報を提供(継続)。 【所得税・消費税(個人)】 ・e-Taxの利用促進に資するため、確定申告書等作成コーナーでの申告書の作成を推進(継続)。 ・作成コーナー用パソコンを利用した者にパソコンを使った操作説明会を実施(継続)。 ・確定申告期だけでなく、確定申告期以外の通常期においても、作成コーナー用パソコンを窓口サービス用に設置するなど、e-Taxの利用促進につながる取組を実施(継続)。 【納税証明書】 ・電子納税証明書の受入れについて、地方公共団体、金融機関等への働きかけを実施(継続)。 ・電子納税証明書の受入れが可能となっている地方公共団体等に対して、電子納税証明書の利用可能手続の広報・周知を依頼(継続)。 ・個別勧奨用のパンフレット等を作成し、窓口で納税証明書の交付請求を行う納税者に対しては、チラシ等を交付して、納税証明書はオンラインで申請可能である旨を周知(継続)。</p>	
<p>⑧その他(各)対応等(各)</p>	<p>【共通】 ・国が手続主体となる国税・地方税関係手続におけるオンライン利用について、各府省に対し、積極的にe-Taxを利用するよう要請(継続)。 【所得税・消費税(個人)】 ・個人の所得税手続等の利用拡大に当たっては、公的個人認証の普及が不可欠であることから、総務省及び地方公共団体に対し、普及拡大に向けた取組を要請(継続)。 【法人税・消費税(法人)】 ・地方税ポータルシステムについては、法人市町村民税及び個人住民税(給与支払報告書)が未対応の市町村に対して、対応が可能となるよう要請(継続)。 ・将来的なe-Taxの義務化の方向性について検討(継続)。</p>	

平成 年 月 日

〒	
	様

○ ○ 税務署長

税務署長の
氏名の記載
及び署長印
の押印は省
略しています

国外財産調書制度等について

税務行政につきましては、日頃からご協力いただきありがとうございます。

さて、平成 24 年度の税制改正において、一定の国外財産を保有する方は、その保有状況について、税務署に申告していただく制度（国外財産調書制度）が創設されました。

つきましては、同封のチラシ「『国外財産調書』の提出制度のあらまし」を参考に、提出要件に該当する場合には、提出期限（平成 26 年 3 月 17 日（月））までにご提出いただけるよう、ご準備等をお願いいたします。

また、国外に保有する財産から生じた所得は、国外での源泉徴収や申告の有無に関わらず、日本において確定申告が必要な場合がありますので、確定申告書又は修正申告書の提出の必要があるか無いかにつきましても、この機会に併せて確認をお願いいたします。

なお、自主的に修正申告等を提出する場合には、申告により納付すべき本税額に対する過少申告加算税は課されません（期限後申告及び期限後申告に係る修正申告については、申告により納付すべき本税額に対し、5%の無申告加算税が課されることがあります。）。

この文書は、各国との租税条約に基づく情報交換制度により、その条約締結国から国税庁へ提供された情報から国外に財産をお持ちである又はお持ちであったと思われる方に送付しております。

※ ご不明な点がございましたら、担当者までご連絡をお願いします。

連絡先	担当者	○○税務署 ○○部門 ○ ○ ○ ○	電 話	○○○ (○○○) ○○○○ (内線)
-----	-----	-----------------------	-----	-------------------------

※ 担当者にご連絡いただく際は、税務署の電話番号におかけいただいた後、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。

この文書による行政指導の責任者は、表記の税務署長です。

「国外財産調書」の提出制度のあらまし

～法施行後の最初の国外財産調書は、平成25年12月31日における国外財産の

保有状況を記載して、平成26年3月17日までに提出していただくことになります。～

制度の趣旨・概要等 ①

(趣旨)

適正な課税・徴収の確保を図る観点から、平成24年度の税制改正において、国外財産を保有する方からその保有する国外財産について申告をしていただく仕組み(国外財産調書制度)が創設されました。

(国外財産調書を提出しなければならない方)

居住者(「非永住者」の方を除きます。)の方で、その年の12月31日において、その価額の合計額が5千万円を超える国外財産を有する方は、その財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した国外財産調書を、その年の翌年の3月15日までに提出しなければならないこととされました。

(注1)「非永住者」とは、日本の国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間が5年以下である方をいいます。

(注2)「国外財産」とは、「国外にある財産をいう」こととされています。ここでいう「国外にある」かどうかの判定については、財産の種類ごとに行うこととされ、例えば次のように、その財産の所在、その財産の受入れをした営業所又は事業所の所在などによることとされています。

なお、平成25年度の税制改正において、国外財産調書に記載すべき国外財産の所在の判定について、その取扱いが一部変更されました。詳しくは、裏面をご覧ください。

(例) ・「不動産又は動産」は、その不動産又は動産の所在

・「預金、貯金又は積金」は、その預金、貯金又は積金の受入れをした営業所又は事業所の所在

(国外財産の価額)

国外財産の「価額」は、その年の12月31日における「時価」又は時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています。また、「邦貨換算」は、同日における「外国為替の売買相場」によることとされています。

(注) 国外財産の「価額」の意義や「見積価額」の算定方法の例示、外貨で表示されている財産の邦貨換算の方法については、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)に掲載している法令解釈通達でご確認ください。

(国外財産調書の記載事項)

国外財産調書には、提出者の氏名、住所(又は居所)に加え、国外財産の種類、数量、価額、所在等を記載することとされています(国外財産に関する事項については、「種類別」、「用途別」(一般用及び事業用)、「所在別」に記載する必要があります。)

(注1)「事業用」とは、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業又は業務の用に供することをいい、

「一般用」とは、それ以外の用に供することをいいます。

(注2) 国外財産調書の記載例は、裏面のとおりです。

【国外財産調書の記載例】

平成 25 年 12 月 31 日分 国外財産調書

国外財産を 有する者		住所 [文筆事項等] 東京都千代田区霞が関 3-1-1				
		氏名 国税 太郎 (電話) 3581-XXXX				
国外財産 の区分	種類	用途	所 在	数 量	価 額	備 考
預貯金	定期貯金	一般用	7777△△州〇〇市XX通り123 (〇〇銀行△△支店)		12,000,000	
有価証券	株式 (〇〇社)	一般用	7777△△州〇〇市XX通り321 (〇〇XXXX, Inc.)	10,000	8,800,000	
合 計 額					70,000,000	
(摘要)						

【所得税法上の「財産及び債務の明細書」との関係】

国外財産調書を提出する方が、所得税法に規定する「財産及び債務の明細書」を提出する場合には、その財産及び債務の明細書には、国外財産調書に記載した国外財産に関する事項の記載は要しないこととされています。

【国外財産調書制度に関するその他の措置】

国外財産調書制度においては、適正な提出をしていただくために次のような措置が設けられています。

- イ 国外財産調書の提出がある場合の過少申告加算税等の優遇措置
 国外財産調書を提出期限内に提出した場合には、国外財産調書に記載がある国外財産に関して所得税・相続税の申告漏れが生じたときであっても、過少申告加算税等が5%減額されます。
- ロ 国外財産調書の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重措置
 国外財産調書の提出が提出期限内にない場合又は提出期限内に提出された国外財産調書に記載すべき国外財産の記載がない場合（記載が不十分と認められる場合を含みます。）に、その国外財産に関して所得税の申告漏れ（死亡した者に係るものを除きます。）が生じたときは、過少申告加算税等が5%加重されます。
- ハ 故意の国外財産調書の不提出等に対する罰則
 国外財産調書に偽りの記載をして提出した場合又は国外財産調書を正当な理由がなく提出期限内に提出しなかった場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されます。ただし、期限内に提出しなかった場合には、情状により、その刑を免除することができることとされています。

(注) 上記イ及びロについては、平成 26 年 1 月 1 日以後に提出すべき国外財産調書について適用されますが、ハについては、平成 27 年 1 月 1 日以後に提出すべき国外財産調書に係る違反行為について適用されます。

◀国外財産の所在の判定に係る変更点について▶

◎ 国外財産調書に記載すべき、社債、株式等の有価証券等に係る所在の判定については次のとおりとされました。
 社債、株式等の有価証券等が金融商品取引業者等の営業所等に開設された口座に係る振替口座簿に記載等がされているものである場合におけるその有価証券等の所在については、その口座が開設された金融商品取引業者等の営業所等の所在（改正前：有価証券等の発行人の所在）によることとされました。
 (注) この改正は、平成 26 年 1 月 1 日以後に提出すべき国外財産調書について適用されます。

整理番号 ()

熊法1 第 号

平成 年 月 日

御中

熊谷 税務署長 印

扶養控除等の見直しについて

源泉徴収事務につきましては、日ごろ格別の御協力をいただき感謝いたしております。
 さて、平成24年分の給与所得の源泉所得税については当署の調査によりますと、貴社の受給者のうち下記に記載した方は、扶養親族に該当しない人を誤って申告し控除を受けているのではないかと考えられます。

つきましては、これらの方の「配偶者控除」、「扶養控除」などについて受給者本人に確認していただき、誤りがあった場合には年末調整の再計算を行って、追加納付税額を受給者本人から徴収の上同封の納付書により納付してください(誤りがあった方については、前年以前の年分も見直しをお願いします。)

また、見直しをされた結果につきましては、追加納付する税額及び納付(予定)年月日を御記入の上、「扶養控除等の見直し結果回答書(税務署提出用)」を 月 日までに当署へ御提出ください。

なお、御不明な点がございましたら、当署の担当者にお問い合わせください。

◎ 扶養控除等の見直し及び必要な手続のお願いは、行政指導として行っているものです。ただし、上記の期限までに、見直しを行っていただけないなど必要があると認めるときは、調査を実施する場合があります。

この文書による行政指導の責任者は、表記の税務署長です。

担当者	法人課税第一部門
	氏名 源泉所得税担当 電話 048-521-2905 (内線59)

受給者番号	誤り年分	受給者氏名	誤りがあるのではないかと考えられる控除対象者に関する事項		見直しにより追加納付する税額				摘要(※)
			氏名	控除の種類 誤りの内容	22年分	23年分	24年分	計	
計		名							

※ 見直しの結果、受給者の申告に誤りがなかった場合には、その理由を「摘要」欄に記載してください。

見直しの結果追加納付する税額の納付(予定)月日等を記載してください

上表の「見直しにより追加納付する税額」は、平成 年 月 日に

{ 銀行 支店 }	に	{ ・納付しました。 ・納付する予定です。 }
{ 郵便局 }		

() 枚のうちの () 枚目